

質屋・古物商・古物市場主の方へ

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、質屋営業法及び古物営業法が改正されます。改正の概要は次のとおりです。

① 質屋の標識について

- 改正前の質屋営業法及び質屋営業法施行規則で規定されていた「表示札」の名称が「標識」に変更されます。
- 様式については、従前から変更はなく、改正前の法令の規定により「表示札」を掲示している質屋については、法律の改正後も標識の掲示義務を履行していることとなります。

② ウェブサイトへの掲載義務について

- 質屋・古物商・古物市場主は、「標識」を営業所等に掲示するとともに、ウェブサイト上においても氏名等を掲載しなければならないこととされました。

〔掲載が必要な事項〕

・氏名又は名称 ・許可をした公安委員会の名称 ・許可の番号

- 次のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの掲載義務は免除されます。
 - ・常時使用する従業者の数が5人以下である場合
 - ・当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合
 ※「従業者」とは、会社役員や個人事業主は、ここにいう従業者には該当しませんが、営業マン、事務員等も従業者に該当することとなりますので、雇用契約を確認して判断することとなります。
 - ※自社のウェブサイトの運営を他社に委託している場合であっても、掲載義務は、免除されません。
- 特定古物商（古物営業法第5条第1項第6号に規定する方法を用いる古物商※）については、上記に該当する場合であっても、ウェブサイトへの掲載義務は免除はされません。
 - ※いわゆるホームページ利用取引を行う古物商等を指します。

③ 個人番号カードによる相手方の本人確認について

- 古物営業法第15条の規定に基づく相手方の身分確認及び質屋営業法第12条の規定に基づく質置主の身分確認の方法として、「個人番号カードの提示」についても、確認の方法の例示として追加されました。

（ 問合せ先 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係
（代表）011-251-0110 内線 3137 ）